

霧島市国分ひまわり園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市国分ひまわり園の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 27 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市国分ひまわり園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市国分ひまわり園の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法第6条の2の2第4項」を「法第6条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、引用条項が繰り上げられたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。